

# 公益社団法人日本舞台音響家協会

## 慶弔に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本舞台音響家協会（以下、「本法人」という。）の慶弔に関する事項を定める。

### (供花・弔時電報等)

第2条 本法人の個人正会員又は名誉会員が死去したときは、生花または花輪1対・弔慰金（10,000円）・電報を理事長名で贈ることができる。

### (慶時電報)

第3条 慶時に関する電報は、理事長の指示により適宜発信することができる。

### (関係者の例)

第4条 本法人と特に密接な関係があったと認められる者、本法人の運営に多大な貢献があったと認められる者、その他本法人として慶弔の意を表する必要があると認められる者に対しては、理事長の判断により、慶弔に関する事項を決定することができる。

### (特例)

第5条 慶弔に関する事項につき、特段の事情によりこの規程により難しいときは、理事長がその都度決定するものとし、これを理事会に報告するものとする。

### (届出)

第6条 この規程により慶弔を表すべき事由が生じたときは、関係者は遅滞なく必要な事項を本法人に届け出るものとする。

### (細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議において行なう。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和2年12月10日から施行する。